

(様式1)

守秘義務対象資料の開示に関する誓約書

(もと長吉長原東第3住宅用地(長原駅前用地)における開発条件付き市有地売却に関する
開発事業者募集プロポーザル)

令和 年 月 日

大阪市平野区長 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称

及び代表者氏名 _____ 実印

当社は、今般、大阪市平野区役所(以下「市」といいます。)から令和4年9月9日付で案内がありました「もと長吉長原東第3住宅用地(長原駅前用地)における開発条件付き市有地売却に関する開発事業者募集プロポーザル」(以下「実施要領」といいます。)に係る計画提案書を作成することを目的(以下「本目的」といいます。)として、本誓約書を提出した者にも開示される資料(以下「守秘義務対象資料」といいます。)の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条(利用の目的)

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本誓約書に記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がその義務を違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条(秘密の保持)

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等(以下「法令等」といいます。)により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は当該情報の提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄又は消去の前後を問わず、また当社がもと長吉長原東第3住宅用地（長原駅前用地）における開発条件付き市有地売却に関する開発事業者募集プロポーザルに参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、令和5年1月31日（申込受付日）までに（又は本誓約書の違反等により市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合や法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。